

## 学位授与の申請手続について（論文博士を対象）

〔最終改訂 令和2年4月1日〕

### 1. 趣旨

国立大学法人奈良女子大学学位規程第4条第2項及び第3項による学位（以下「論文博士」という。）授与に係る申請等については以下の手続によるものとする。

### 2. 学位の申請

論文博士の学位を申請しようとする者は、申請に先立って予備審査を受け、その結果を確認したうえで、申請するものとする。

### 3. 予備審査

- (1) 予備審査は、研究科長に提出した書類等について、学位論文審査の対象となるか否かを審査するものとする。

なお、必要に応じて試問を行うことがある。

- (2) 予備審査の申請

予備審査を受けようとする者は、次の書類等を別紙「学位論文等提出時の注意事項（論文博士）」に基づき作成のうえ、学務課大学院係に提出すること。

ただし、本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が退学後3年以内に申請する場合は、(イ)の提出を要しない。

- (イ) 学位論文予備審査申請書（研究科所定の様式） 1部

- (ロ) 論文 5部（原則としてA4判、フラットファイル等により綴じたもの）

学位論文とほぼ同じ内容のものであって、主な内容が既に公表されたもの又は公表が確実なもの。参考として他の論文等添付可。

- (ハ) 論文要旨（和文、2,000字～5,000字程度） 1部

- (ニ) 論文目録（提出論文の目録） 1部

- (ホ) 履歴書 1部

- (ヘ) 申請理由書 1部

- (ト) 同意承諾書（A4判 提出する学位論文の研究に共同研究者がいる場合）

- (チ) 博士学位論文の公正性に関する報告書（研究科所定の様式） 1部

- (リ) 研究倫理教育を受講したことを証明できるもの

- (3) 予備審査の結果は、研究科長から申請者に通知する。

### 4. 学位論文等の提出

予備審査の結果、学位論文審査の対象とする旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日から3か月以内に次の書類等を別紙「学位論文等提出時の注意事項（論文博士）」に基づき作成のうえ、学位論文審査手数料57,000円を添えて、学務課大学院係に提出するものとする。

ただし、本大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が退学後1年以内に申請する場合は、学位論文審査手数料の納付は要しない。

- (イ) 学位申請書（研究科所定の様式） 1部
- (ロ) 学位論文（原則としてA4判（参考として他の論文等添付可））  
7部（閲覧に供するに相応しい体裁のもの）
- (ハ) 論文要旨（和文，2,000字～5,000字程度）（研究科所定の様式）  
7部
- (ニ) 論文目録（提出論文の目録）（研究科所定の様式） 1部
- (ホ) 業績目録（提出論文以外の目録）（研究科所定の様式） 1部
- (ヘ) 履歴書（研究科所定の様式） 1部
- (ト) 最終学歴の卒業又は修了証明書 1部
- (フ) 大学院博士課程単位取得退学者はその証明書 1部
- (リ) 同意承諾書（A4判 提出する学位論文の研究に共同研究者がいる場合のみ）
- (ヌ) 博士学位論文の公正性に関する報告書 1部
- (ル) 研究倫理教育を受講したことを証明できるもの

## 5. 学位論文の審査

学位申請者に対し，学位論文の審査及び学力の確認を行う。

## 6. 学力の確認

- (1) 学力の確認は，学位申請者が本学大学院の博士後期課程を終えて学位を授与される者と同  
等以上の学力を有するか否かを判定するために，学位論文に関連のある分野の科目について，  
筆答又は口述の試問により行う。ただし，審査委員会が，学位申請者の学歴，業績等に基づ  
いて学力の確認を行いうる場合は，研究科教授会の承認を得て，試問の一部又は全部を省略  
することがある。

また，審査委員会は，研究活動及び執筆した学位論文に不正行為と見なされる内容を含ん  
でいないことを確認するものとする。

- (2) 本研究科博士後期課程に3年以上在学し，所定の単位を修得して退学した者が退学後3年  
以内に学位論文を提出した場合は，学力の確認を行わないことがある。

## 7. 学位の授与

所定の審査及び試験に合格した者には，博士の学位を授与する。

## 8. 学位論文の公表

博士の学位を授与した日から1年以内にその論文をインターネット（本学学術情報センター  
の「奈良女子大学学術情報リポジトリ」）の利用により公表する。ただし，当該博士の学位を  
授与される前に既に公表したときは，この限りでない。

当該論文に共同研究者がいる場合，論文をインターネット公表することについて，事前に承  
諾を得ておかなければならない。

なお，やむを得ない事由があり，当該博士論文の全文を公表することができない場合には，  
「4」の学位申請書とともに，博士論文の全文を公表することができない理由書を提出するこ  
と。やむを得ない事由があると研究科教授会が承認した場合には，当該博士論文の全文に代え

てその内容を要約したものを公表することができる。承認された場合は、当該博士論文の内容を要約したデータを学位論文全文の電子データとともに、学務課大学院係に提出すること。

〈やむを得ない事由の例〉

- ① 当該論文に立体形状による表現を含む場合
- ② 著作権や個人情報に係る制約がある場合
- ③ 出版刊行が予定されており、明らかな不利益が生じる場合
- ④ 多重公表を禁止する学術雑誌等へ掲載されている、または掲載が予定されている場合
- ⑤ 特許を申請している、または申請を予定している場合
- ⑥ その他特別な事情がある場合

やむを得ない事由がある場合の取扱いについては、「学位論文等提出時の注意事項（論文博士）」を参照のこと。

#### 9. 論文概要（外国文）の提出について

博士の学位を授与された者は、授与された日から3か月以内に学位論文の外国文による概要（250語程度）を学務課大学院係に提出すること。

なお、作成にあたっては、「学位論文等提出時の注意事項（論文博士）」を参照のこと。

#### 10. 学位授与情報の公開

博士の学位を授与された者については、人間文化研究科ホームページにその氏名、論文題目、学位の種類を掲載して公開する。

また、論文要旨（和文）及び論文概要（外国文）についても公開することがある。

#### 11. その他

博士論文の全文を公表できないやむを得ない事由があると認められた後、その事由が消滅しない場合には、学位授与後1年ごとに、博士論文の全文を公表することができない理由書を学務課大学院係に提出（審査委員長の確認は不要）すること。提出がなかった場合には、本学の学術情報リポジトリを通じて博士論文の全文を公表することとなるので注意すること。